

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
.....（都市整備局市街地整備部民間開発課）…一
 - 平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部改正
.....（都市整備局市街地建築部建築企画課）…一
 - 建築基準法による一団地の区域（二件）
.....（都市整備局市街地建築部建築指導課）…三
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定
.....（環境局多摩環境事務所環境改善課）…三
 - 都道の区域変更（二件）
.....（建設局道路管理部路政課）…四
 - 都道（首都高速道路）の区域変更
.....（同）…七
- 公 告
- 平成二十七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施
.....（都市整備局市街地建築部建築企画課）…三
 - 平成二十七年の経営規模等評価及び総合評定値の申請等の受付
.....（都市整備局市街地建築部建設業課）…三
 - 平成二十七年調剤師試験の実施
.....（福祉保健局健康安全部健康安全課）…四

告示

- 争議行為の予告
.....（産業労働局雇用就業部労働環境課）…四
- 平成二十七年技能検定の前期実施
.....（産業労働局雇用就業部能力開発課）…五
- 平成二十七年技能検定随時三級、基礎一級及び基礎二級の随時実施
.....（同）…六
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出
.....（下水道局）…六

●東京都告示第二百七十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき北品川五丁目第1地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 組合の名称
北品川五丁目第1地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十一年三月二十四日から平成二十七年五月三十一日まで
- 三 施行地区
品川区北品川五丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
品川区北品川五丁目七番三号
平成二十一年三月二十四日
- 五 変更の内容

●東京都告示第二百七十五号

平成十五年東京都告示第九百六十七号（東京都建築安全条例第七条の三第一項の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二日

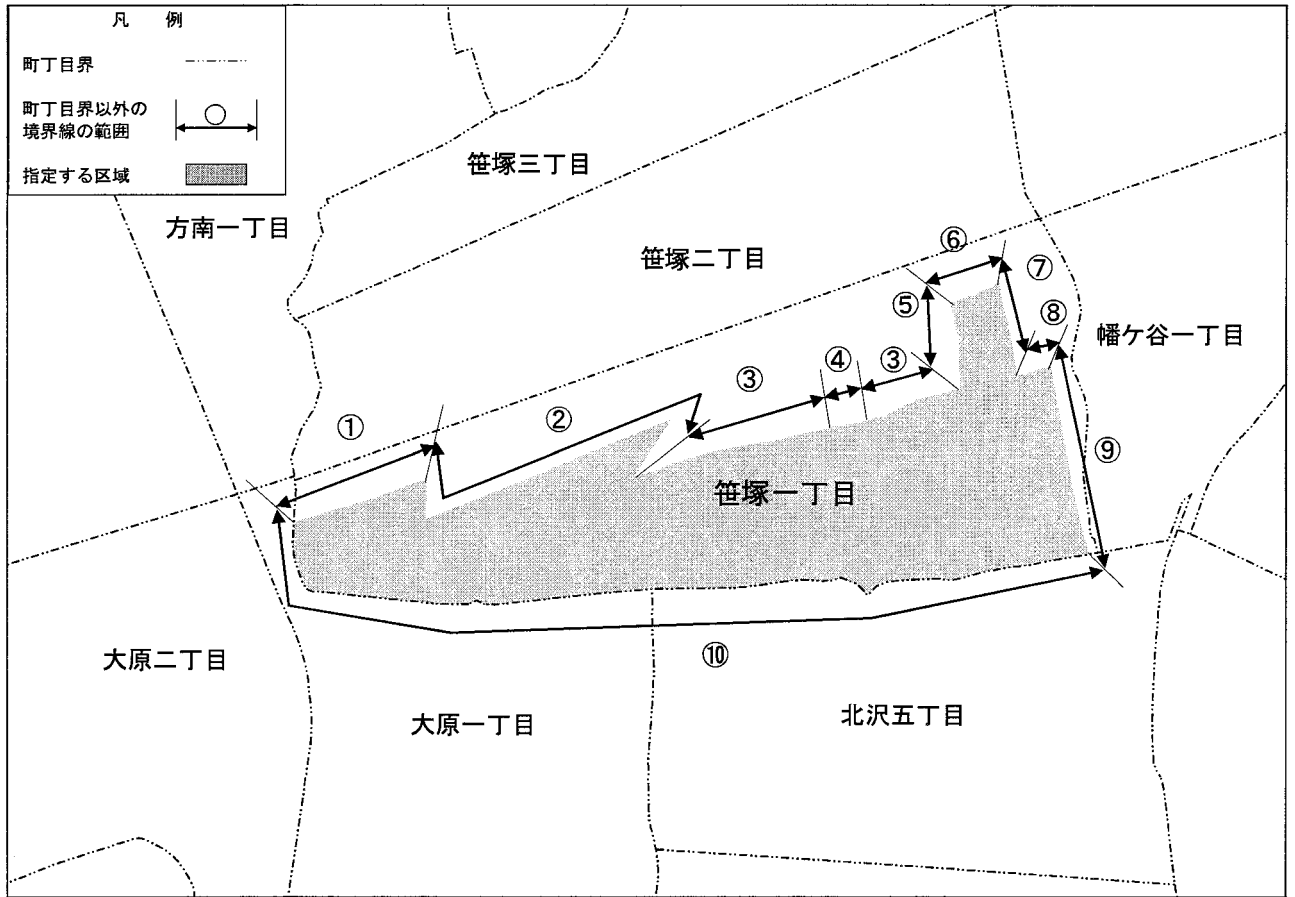
東京都知事 外 添 要 一

別図四十四を別図四十五とし、別図二十四から別図四十三までを一図ずつ繰り下げ、別図二十三の次に次の一図を加える。

事業施行期間を平成二十九年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
平成二十七年三月二日

別図 24 (渋谷区)



備考1の表中31の項から44の項までを32の項から45の項までとし、29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、24の項から26の項までを25の項から27の項までとし、23の項の次に次のように加える。

24	①	用途地域の境界線	商業地域 (容積率10分の50) と第一種住居地域 (容積率10分の30) との境界
	②	用途地域の境界線	商業地域 (容積率10分の40) と第一種住居地域 (容積率10分の30) との境界
	③	用途地域の境界線	商業地域 (容積率10分の40) と第二種中高層住居専用地域 (容積率10分の20) との境界
	④	用途地域の境界線	商業地域 (容積率10分の40) と近隣商業地域 (容積率10分の30) との境界
	⑤	用途地域の境界線	商業地域 (容積率10分の40) と準工業地域 (容積率10分の30) との境界
	⑥	用途地域の境界線	商業地域 (容積率10分の50) と準工業地域 (容積率10分の30) との境界
	⑦	用途地域の境界線	準工業地域 (容積率10分の40) と準工業地域 (容積率10分の30) との境界
	⑧	用途地域の境界線	第一種住居地域 (容積率10分の30) と準工業地域 (容積率10分の40) との境界
	⑨	道路の中心線	特例都道 (420) 鯉洲大山線
	⑩	行政界の境界線	渋谷区と世田谷区との境界

「七 別区34の区
備考之中「別区43」を「別区44」に、
八 別区35の区
九 別区39及び

七 別区24の区域
八 別区35の区域
を
九 別区36の区域
十 別区40及び別
別区40の区域 平成17年1月1日

平成27年3月1日

平成26年4月30日

平成27年1月30日

に改める。

区41の区域 平成17年1月1日

附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

●東京都告示第二百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定に
より一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年三月二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中央区日本橋本町二丁目九番一、同 平成二十七年二
番三から同番七まで、同番十三から 月十日
同番十六まで、同番二十、日本橋室
町二丁目六番一、同番三から同番五
まで、同番七、同番九から同番十四
まで、同番十六及び同番十七

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第二百七十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条
の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規
定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す
る。

平成二十七年三月二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区霞が関一丁目九番及び十番 平成二十七年二
月十二日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁
第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第二百七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
ればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」とい
う。）を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二日

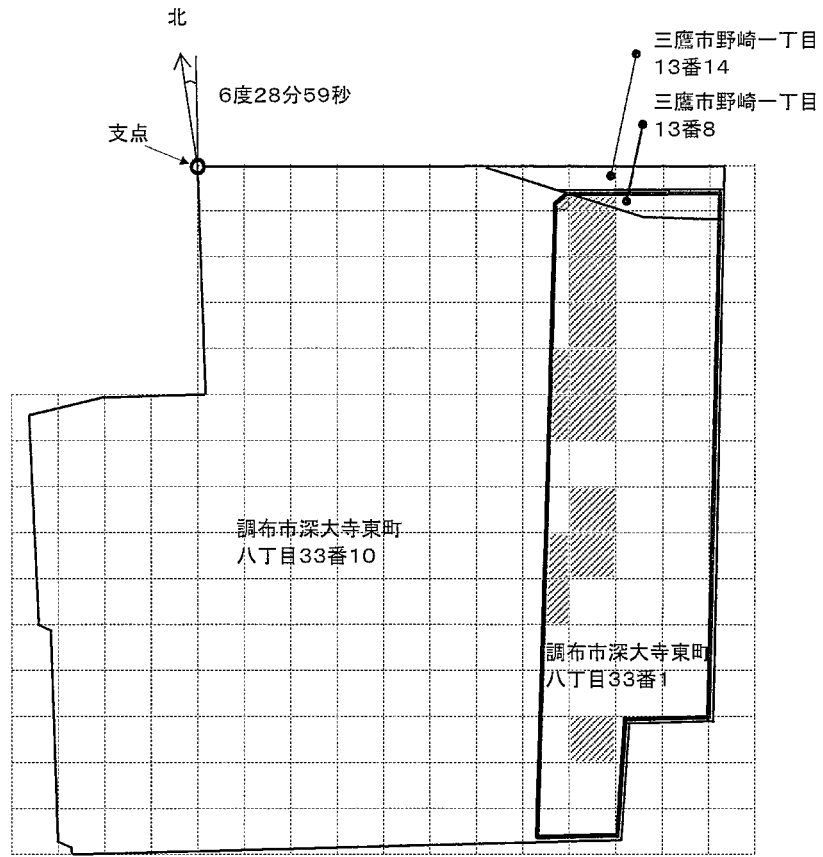
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（調布市深大寺

東町八丁目及び三鷹市野崎一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十
九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 ふっ素及びその化合物

別 図



■凡例

- : 調査範囲
- : 筆境界
- : 単位区画
- ▨ : 形質変更時要届出区域

■支点
 支点は、調布市深大寺東町八丁目33番10の最北端とする。

■格子の回転角度 (6度28分59秒)
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年三月二日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二日

東京都知事 舩 添 要 一

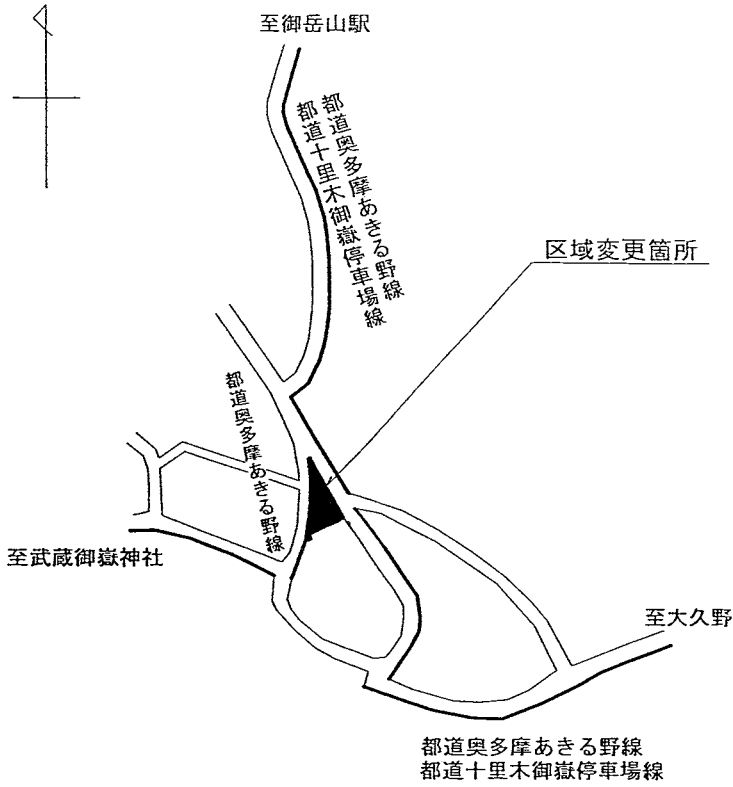
一 路線名 奥多摩あきる野

二 変更の区間 青梅市御岳山百五十七番地内から同所百五十八番地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

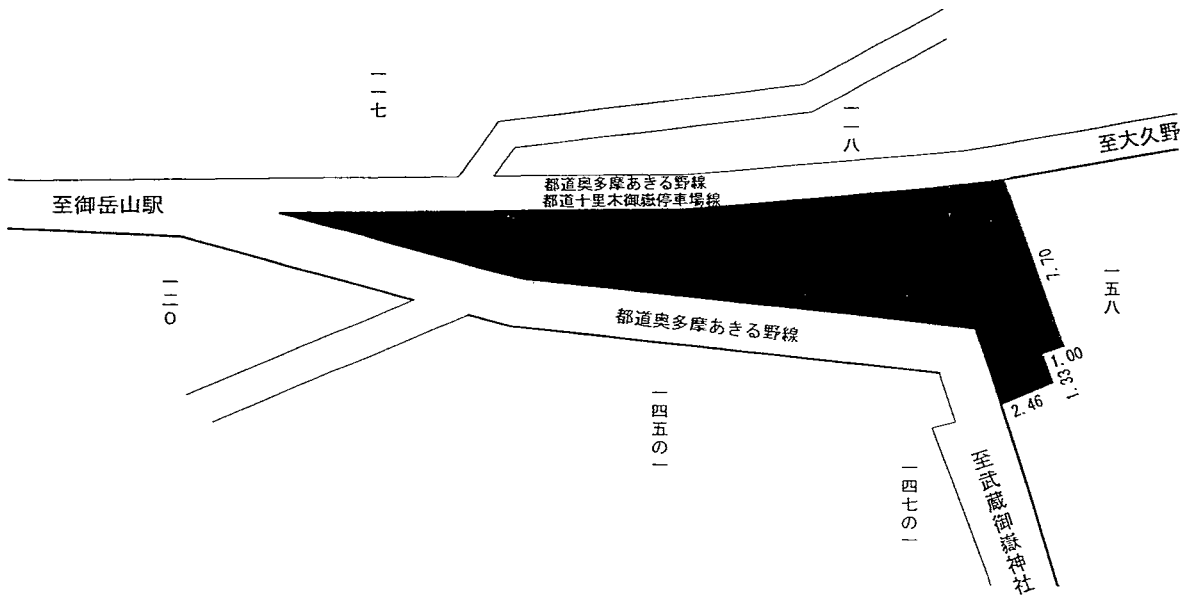
都道奥多摩あきる野線区域変更略図
青梅市御岳山地区内



編入区域	市道	都道
面積	延長	面積
一二四・一二平方メートル	三二・二五メートル	一二四・一二平方メートル



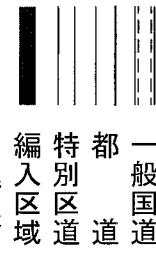
青梅市御岳山



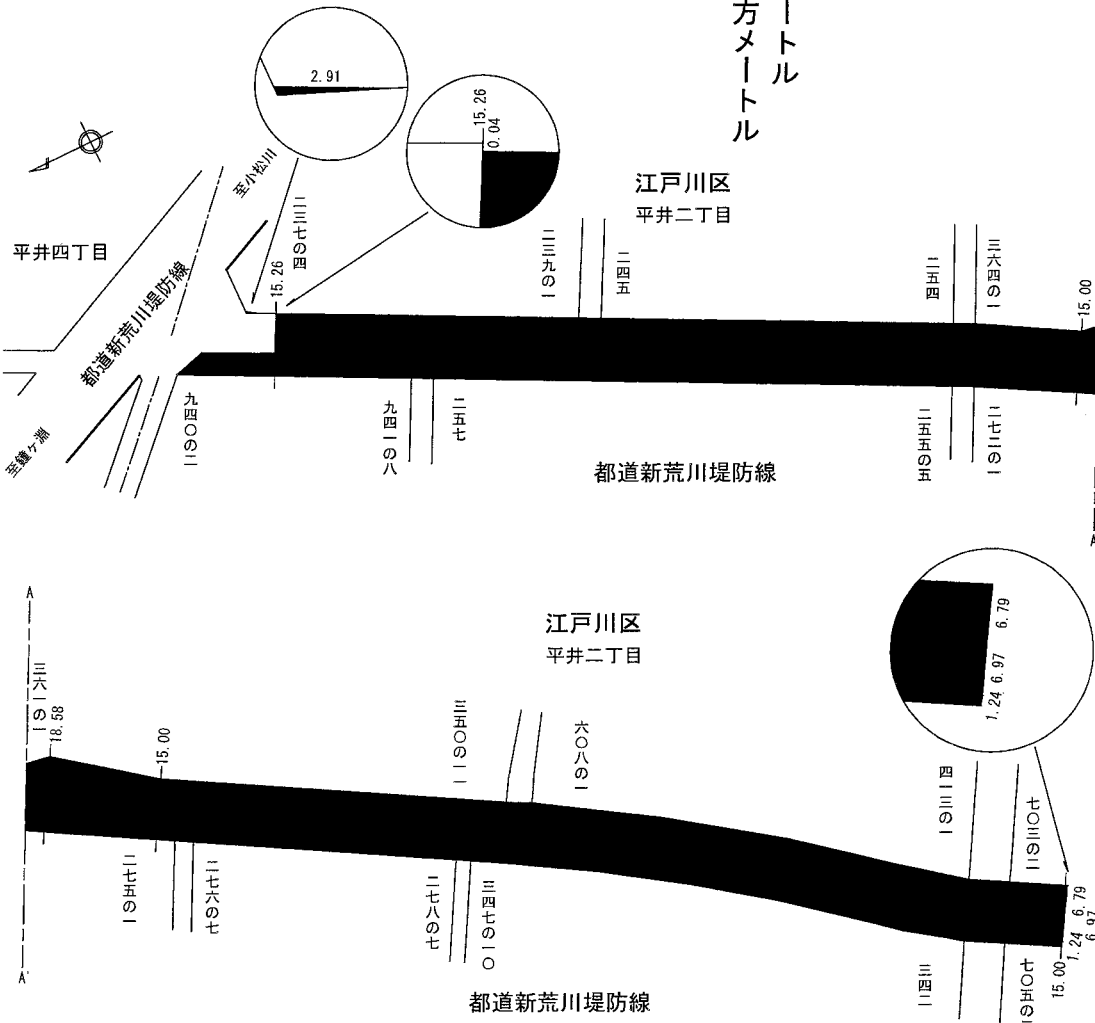
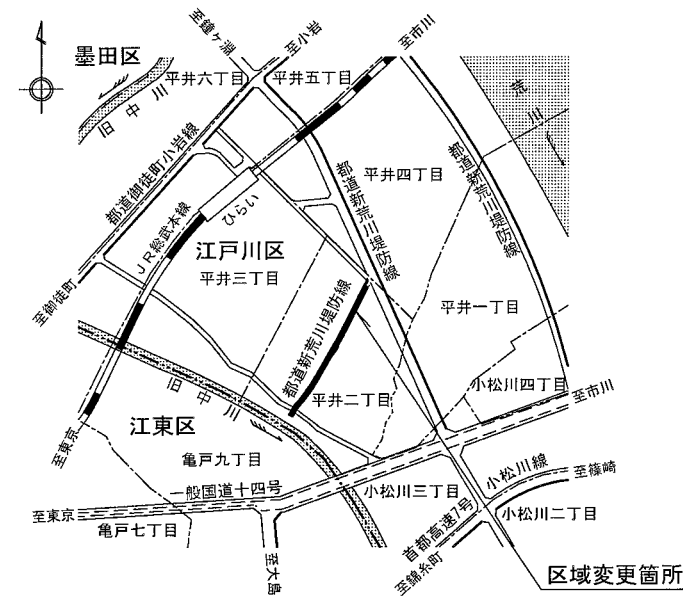
別図

都道新荒川堤防線区域変更略図
江戸川区平井二丁目地内

●東京都告示第二百八十号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。



延長 四八三・四四メートル
面積 七、一四四・二八平方メートル



その関係図面は、平成二十七年三月二日から起算して二
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二日
東京都知事 外 添 要 一
一 路線名 新荒川堤防
二 変更の区間 江戸川区平井二丁目九百四十番二地内か
ら同所七百五番二地内まで
三 変更の概要 別図表示のとおり

●東京都告示第二百八十一号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第八条第一項第九号の規定に基づき、平成二十七年二月十日、都道（首都高速道路）の区域を次のように変更した。

ついで、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社西東京管理局において一般の縦覧に供する。

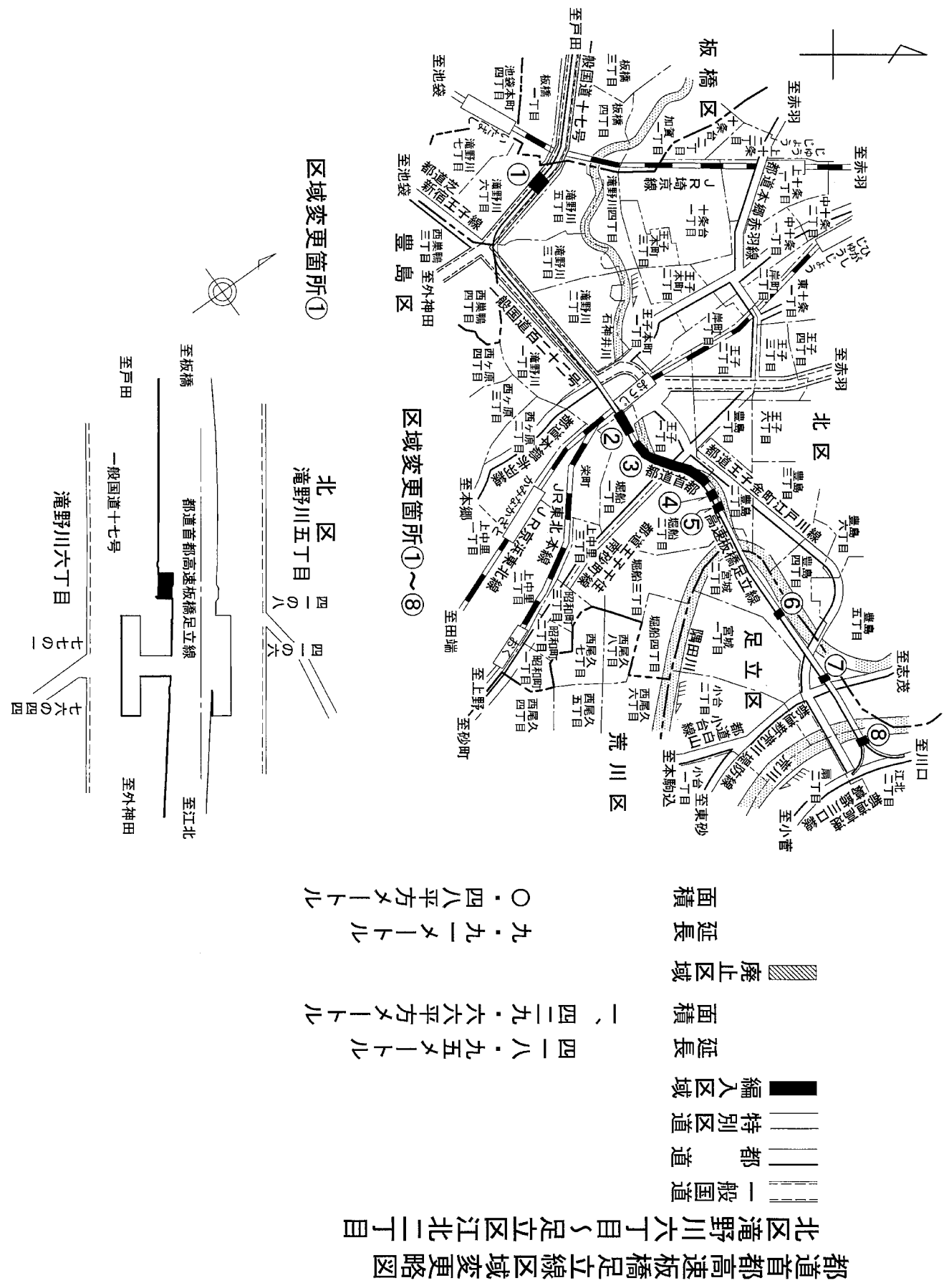
平成二十七年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 路線名 首都高速板橋足立

二 変更の区間 北区滝野川六丁目七十七番一地从先から足立区江北二丁目四百十五番九地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

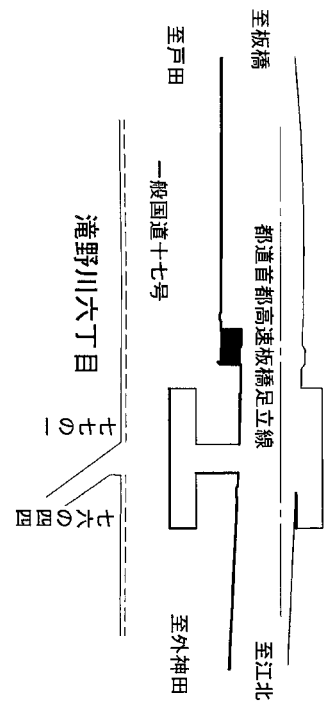


別 図
 都道首都高速板橋足立線区域変更略図
 北区滝野川六丁目～足立区江北二丁目

- 〇・四八平方メートル
- 九・九一メートル
- 面積
- 延長
- 廃止区域
- 編入区域
- 特別区道
- 都道
- 一般国道
- 一、四二九・六六平方メートル
- 四二八・九五メートル
- 延長
- 面積

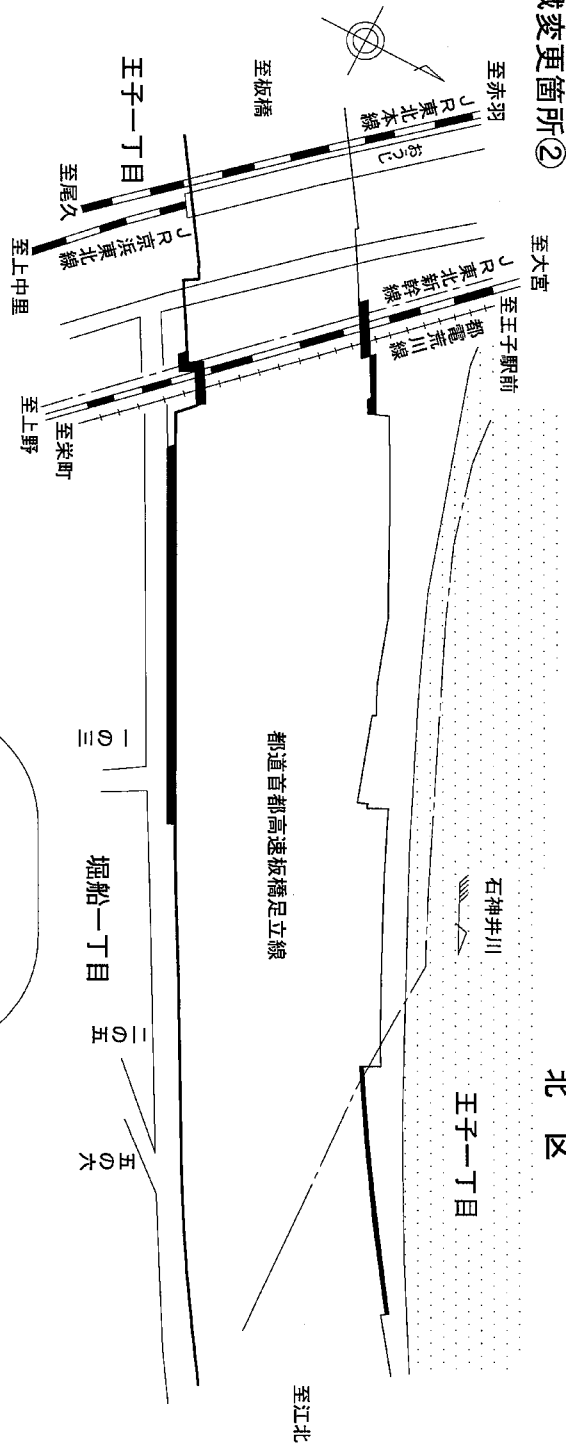
区域変更箇所①

区域変更箇所①～⑧

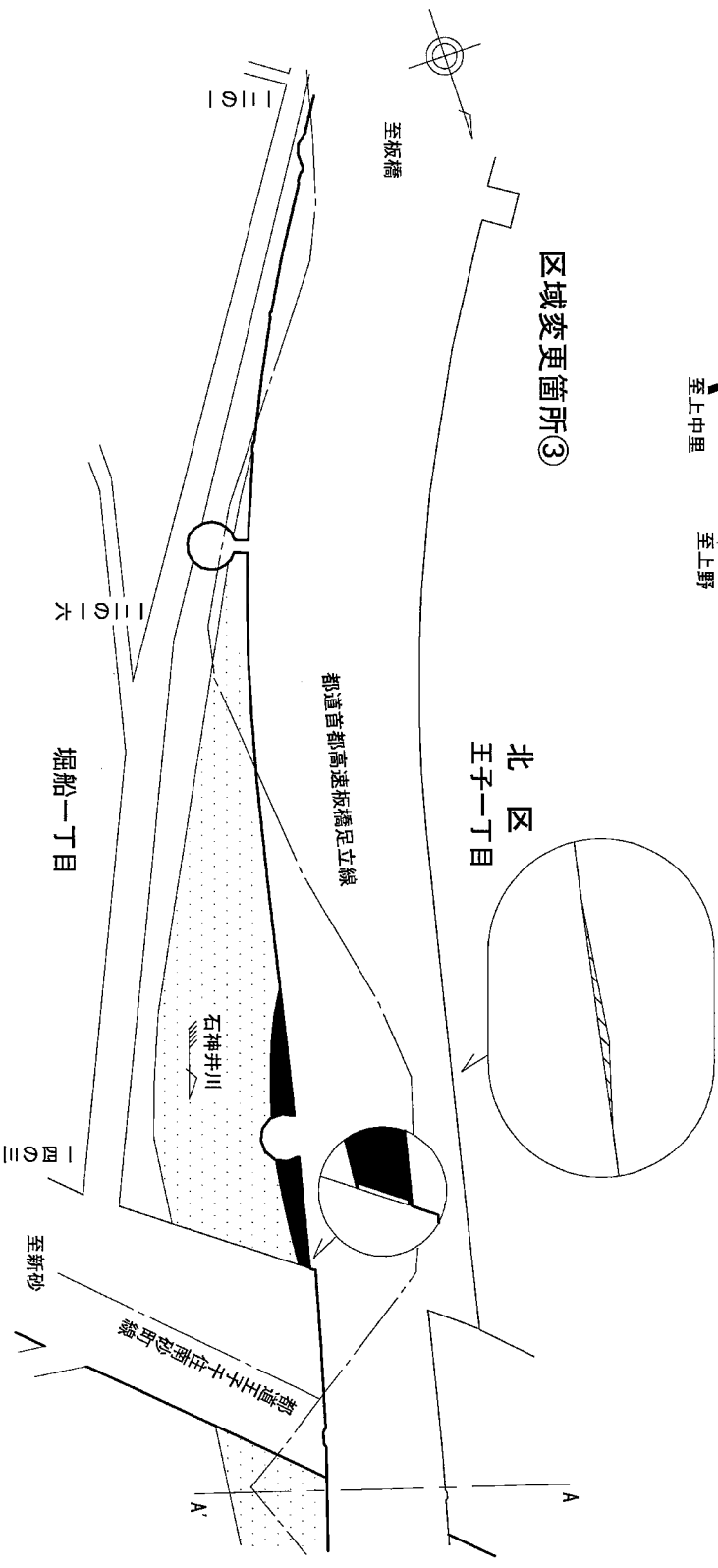


北 区
 滝野川五丁目
 四の八
 四一の六

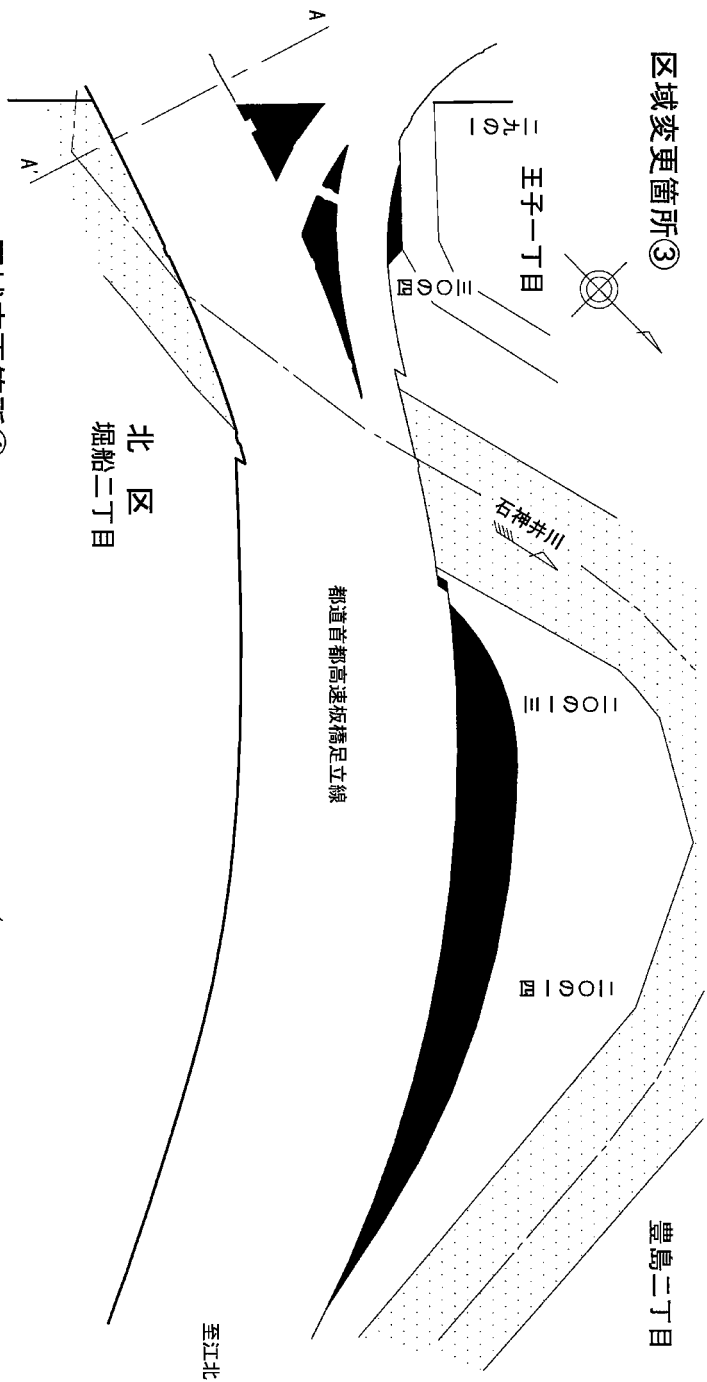
区域変更箇所②



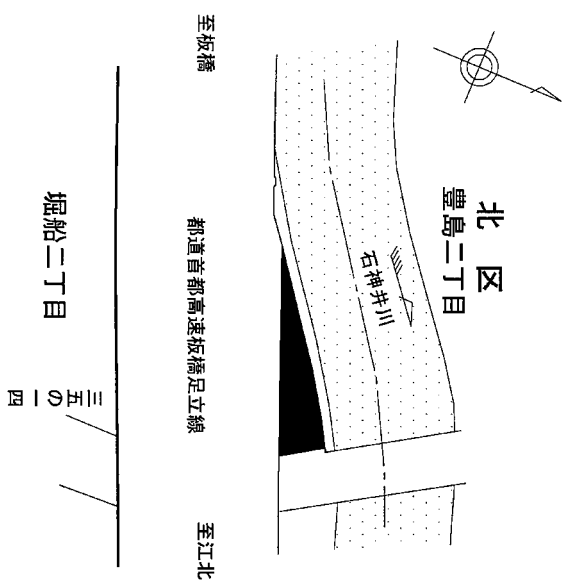
区域変更箇所③



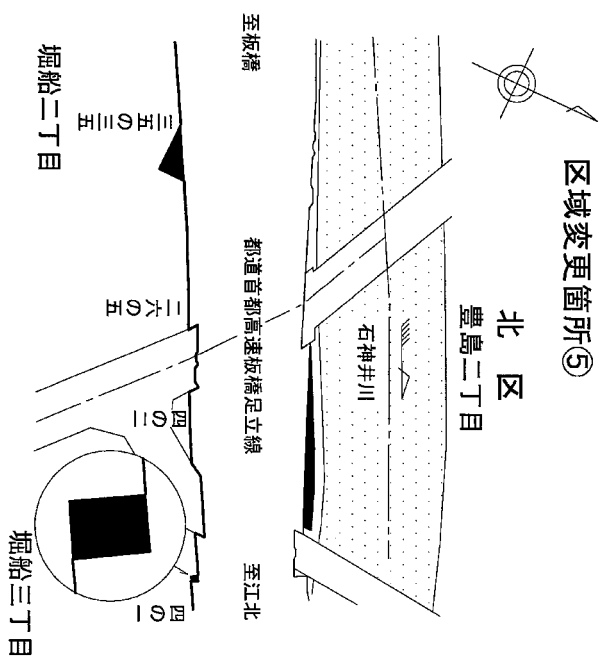
区域変更箇所③



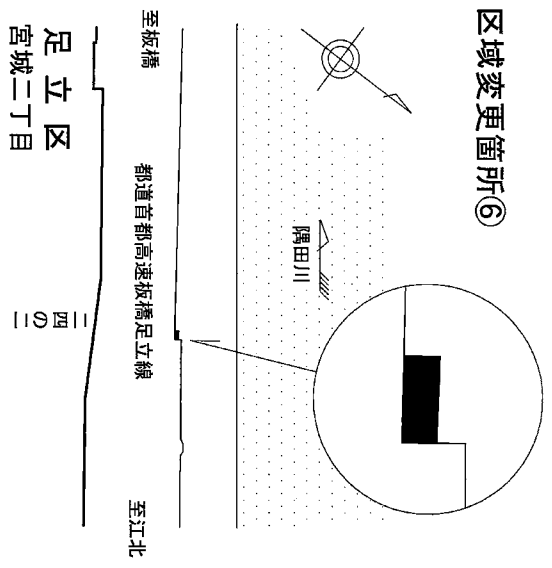
区域変更箇所④



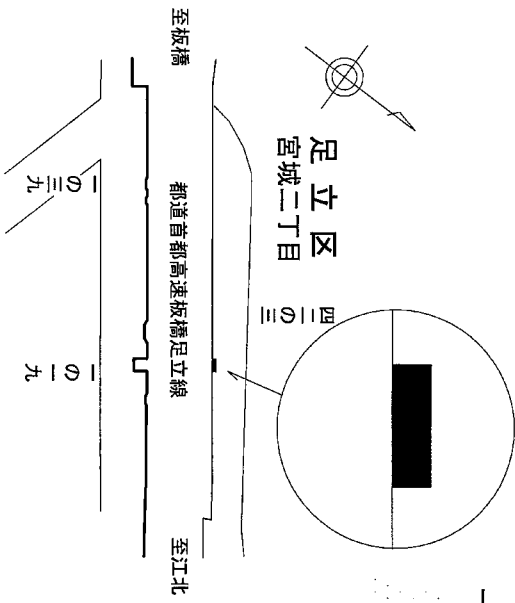
区域変更箇所⑤



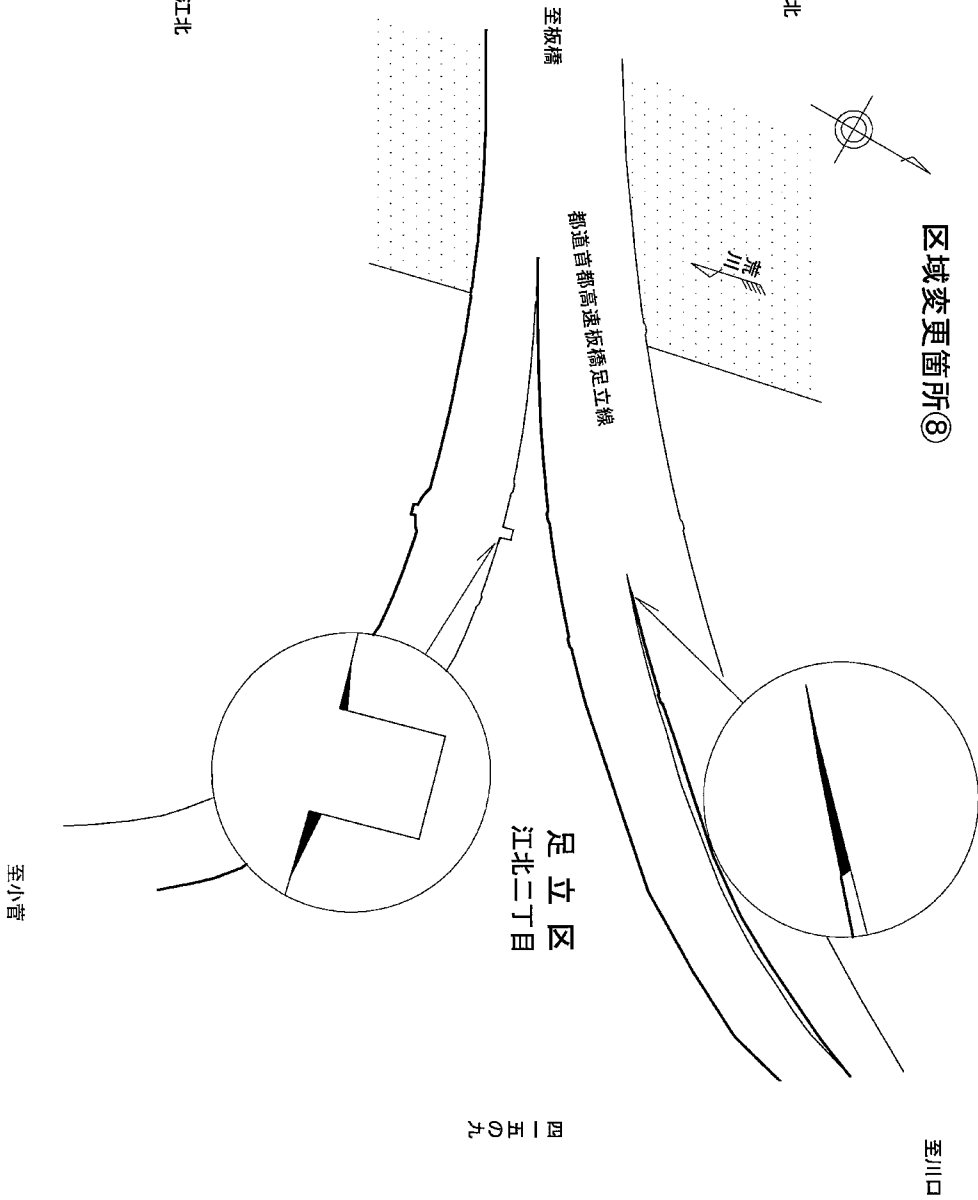
区域変更箇所⑥



区域変更箇所⑦



区域変更箇所⑧



公 告

平成二十七年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施について

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定に基づき、平成二十七年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定に基づき指定した公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成二十七年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 試験実施の期日及び時間

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

平成二十七年七月五日（日曜日）

午前十時から午後五時十分まで

イ 木造建築士

平成二十七年七月二十六日（日曜日）

午前十時から午後五時十分まで

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

平成二十七年九月十三日（日曜日）

午前十一時から午後四時まで

イ 木造建築士

平成二十七年十月十一日（日曜日）

午前十一時から午後四時まで

二 試験実施の場所

(一) 学科の試験

ア 二級建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

立教大学 豊島区西池袋三丁目三十四番一号

イ 木造建築士

拓殖大学 文京区小日向三丁目四番十四号

(二) 設計製図の試験

ア 二級建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

東京電機大学 足立区千住旭町五番

東京大学 目黒区駒場三丁目八番一号

イ 木造建築士

中央工学校 北区王子本町一丁目二十六番十七号

三 受験申込手続

(一) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次のいずれかに該当する者に限り行うことができる。

ア 過去に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成二十六年以前の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できる者

イ 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票を添付できる者

(ア) 受験申込受付期間

平成二十七年三月十六日（月曜日）から同月三十日（月曜日）まで

(イ) 受験申込方法及び郵送

次の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に必ず簡易書留で郵送すること。

郵便番号 一〇二一〇〇九四

千代田区紀尾井町三番六号紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(二) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十七年三月二十三日（月曜日）から同月三十日（月曜日）まで

受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.jp>) において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(三) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験及び木造建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級建築士試験及び木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みについては、(一)又は(二)による受験申込みができなかった

者も行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十七年四月九日(木曜日)から同月十三日(月曜日)まで

午前十時から午後五時まで

イ 受験申込受付場所

一般社団法人東京建築士会 中央区晴海一丁目八

番十二号 晴海トリトンスクエアZ棟四階

ウ 受験申込方法

受験申込書を上記イの受付場所に申込者本人が直接提出すること。

四 「学科の試験」の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、平成二十五年若しくは平成二十六年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の「学科の試験」の合格通知書又は平成二十五年若しくは平成二十六年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成二十七年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付することにより行う。

五 受験票の交付

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)については、原則として平成二十七年六月十二日(金曜日)(予定)に受験有資格者宛てに発送する。

六 合格者の発表

平成二十七年十二月三日(木曜日)(予定)

なお、「学科の試験」については、二級建築士を平成二十七年八月二十五日(火曜日)(予定)に、木造建築士を同年九月八日(火曜日)(予定)に発表する。

七 合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

八 合否判定基準の公表

合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部等に掲示する。

九 その他

(一) 「設計製図の試験」の課題は、平成二十七年六月十日(水曜日)(予定)から公益財団法人建築技術教育普及センター関東支部、一般社団法人東京建築士会の事務所及び「学科の試験」の試験実施の場所に掲示する。

(二) 受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

平成二十七年度の経営規模等評価及び総合評定値の申請等の受付について

建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「規則」という。)第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定により、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までに行う建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十七条の二十六の規定による経営規模等評価の申請及び法第二十七条の二十九の規定による総合評定値の請求の時期及び方法等に関する必要な事項を次のように定めたので公告する。

平成二十七年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請時期及び方法

平成二十七年四月一日(水曜日)から平成二十八年三月三十一日(木曜日)までの期間内(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日その他東京都が特に定める日を除く。)において申請者自らの予約により決められた日時に申請書類を東京都都市整備局市街地建築部建設業課に提出する。

二 申請書類

(一) 申請書、請求書及び添付書類

ア 経営規模等評価申請書又は総合評定値請求書(規則別記様式第二十五号の十一)

イ 経営規模等評価の申請説明書又は総合評定値の請求説明書(以下「説明書」という。)において提出を求める書類

(二) 提示書類

説明書において提示を求める書類

三 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の手数料

(一) 手数料

ア 経営規模等評価の申請に係る手数料 八千円に審査を受けようとする建設業一種類につき二千三百円として計算した額を加算した額

イ 総合評定値の請求に係る手数料 四百円に審査を受けようとする建設業一種類につき二百円として計算した額を加算した額

(二) 納付方法

東京都都市整備局市街地建築部建設業課出納窓口で現金により納付する。

四 経営規模等評価の結果又は総合評定値の通知

経営規模等評価の結果の通知書又は総合評定値の通知書は、申請書を受理してから原則として二十二日以内に申請者宛て普通郵便にて発送する。

五 経営規模等評価及び総合評定値審査等会場

東京都都市整備局市街地建築部建設業課（東京都庁第二本庁舎二十階北側）

六 この公告に関する問合せ先

東京都都市整備局市街地建築部建設業課建設業指導係
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話番号 ○三（五三八八）三三五八（直通）

平成二十七年年度調理師試験の実施について

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定により、平成二十七年年度東京都調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第三条の二第二項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

平成二十七年三月二日

東京都知事 外 添 要 一

一 試験実施の期日及び時間

平成二十七年十月十日（土曜日）
午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 試験実施の場所

第一会場 東京大学駒場キャンパス（目黒区駒場三丁目八番一号）
第二会場 武蔵野調理師専門学校（豊島区南池袋三丁目十二番五号）

三 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(一) 学歴

次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
イ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

職歴

調理師法施行規則第四条に定める施設で、二年以上調理業務（原則週四日以上かつ一日六時間以上）に従事した者

四 受験申込手続

(一) 一般郵送受付

平成二十七年五月十八日（月曜日）から同年六月二十九日（月曜日）まで（同日消印有効）
中央区日本橋堀留町二丁目八番五号 JACCビル

(二) 団体窓口受付（五名以上 要電話連絡）

平成二十七年五月二十五日（月曜日）から同年六月十九日（金曜日）までの平日の午前九時から午後五時

まで

公益社団法人調理技術技能センター

五 合格発表

平成二十七年十一月三十日（月曜日）

六 試験手数料

六千三百円

七 受験申請用紙の配布場所

(一) 平日（午前九時から午後五時まで）

公益社団法人調理技術技能センター、公益社団法人調理技術技能センター正会員団体、東京都福祉保健局健康安全部健康安全課、都内各保健所及び島しょ保健所各出張所（支所を含む。）並びに利島村、御蔵島村及び青ヶ島村の各村役場において配布する。

(二) 土曜日、日曜日及び祝日（午前九時三十分から午後六時三十分まで）

東京観光情報センター都庁本部（東京都庁第一本庁舎一階北側）において配布する。

八 問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当
電話 ○三（三六六七）一八一五

争議行為の予告について

精神医学研究所労働組合執行委員長諸永政廣から争議行為を行う旨の通知が平成二十七年二月二十日にあつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

二 日時

平成二十七年三月三日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

精神医学研究所附属東京武蔵野病院 板橋区小茂根四

丁目十一番十一号

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

平成二十七年年度技能検定期前実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成二十七年年度技能検定期前実施について、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 受検資格

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十五条に定める者

二 日程、職種、場所等

技能検定は、次に掲げる職種について、実技試験及び学科試験によって行う。

(一) 実施期日及び実施職種

ア 実技試験

次のイで定める職種について、平成二十七年七月十九日(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同年六月三日(水曜日)から同年八月九日(日曜日)まで、その他の職種については同年六月三日(水曜日)から同年九月八日(火曜日)までの間において東京都職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

平成二十七年七月十九日(日曜日)に実施する職種

三級

園芸装飾、造園、機械加工(普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金に係るものに限る。)、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、電子機器組立て、建築大工、とび、左官、化学分析、塗装(金属塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

平成二十七年八月二十三日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造(光学ガラス研磨に係るものに限る。)、染色(染色補正に係るものに限る。)、プラスチック成形(射出成形及びインフレーション成形に係るものに限る。)、とび、築炉、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、セメント系防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。)、サッシ施工及び塗装(建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。)

三級

金属熱処理

単一等級

平成二十七年八月三十日(日曜日)に実施する職種

種

一級及び二級

機械加工(普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、ラップ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、鉄工(製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。)、めっき(電気めっきに係るものに限る。)、ダイカスト(コールドチャンネルダイカストに係るものに限る。)、電子機器組立て、複写機組立て、建設機械整備、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作に係るものに限る。)、家具製作(家具手加工及びびいす張りに係るものに限る。)、建具製作(木製建具手加工に係るものに限る。)、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、木質系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。)、貴金属装身具製作、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、及び商品装飾展示

平成二十七年九月二日(水曜日)に実施する職種

一級及び二級

写真(肖像写真デジタルに係るものに限る。)

三級

写真

平成二十七年九月六日(日曜日)に実施する職種

一級及び二級

園芸装飾、放電加工(数値制御彫り放電加工)

工及びワイヤ放電加工に係るものに限る。)、建築板金(内外装板金に係るものに限る。)、工場板金(曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。)、仕上げ、電気機器組立て(回転電機組立て及び配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。)、鉄道車両製造・整備(内装、配管装及び電気装に係るものに限る。)、石材施工(石張りに係るものに限る。)、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラワー装飾

単一等級

溶射(肉盛溶射に係るものに限る。)、枠組壁建築及び路面標示施工(溶融ペイントハンドマーク工事に係るものに限る。)

(二) 実施場所
東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表
平成二十七年五月二十七日(水曜日)に東京都職業能力開発協会で行う。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については行わない。

三 受検申請の手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書面

(二) 受付期間
平成二十七年四月六日(月曜日)から同月十七日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前九時から午後四時まで

(三) 受付場所
東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書及び受検案内は、東京都職業能力開発協会に配布する。

イ 申請書は、記載内容審査のため本人又は記載内容を説明できる者が直接持参すること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、二(一)に掲げる検定職種でない職種についても受検申請することができる。

四 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実技試験 各級 各職種 一万七千九百円(在校生が三級を受検する場合にあつては、一万一千九百円)

学科試験 各級 各職種 三千百円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては、次に掲げる額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法
実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付するものとする。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠席等の理由があつても返還しない。

五 合格発表

(一) 合格通知
技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能力開発課から、実技試験又は学科試験のみの合格者に

は東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 合格者の発表等
技能検定合格者は、平成二十七年七月十九日(日曜日)に学科試験を行う三級職種については同年八月二十八日(金曜日)に、その他の職種については同年十月二日(金曜日)に、東京都庁第二本庁舎一階掲示スペースに掲示する。

また、東京都ホームページ内、T O K Y O はたらくネット (<http://www.hatarakumetro.tokyo.jp/>) に掲載する。

なお、一級及び単一等級の職種の技能検定合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の職種の技能検定合格者には東京都知事名の合格証書を交付する。

六 その他
申請方法、手数料の納付方法等の詳細については、次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番三号 東京しごとセンター七階 電話〇三(五二二一)二三三三

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一一

平成二十七年技能検定随時三級、基礎一級及び基礎二級の随時実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)第六十六条第三項の規定に基づき、平成二十七年技能検定随時三級、基礎一級及び基礎二級の随時実施について、次のとおり公告する。

平成二十七年三月二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 職種

(一) 随時三級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、
 鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽
 極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機
 器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷
 凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子
 供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布
 はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製
 造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック
 成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベ

(二) 基礎一級及び基礎二級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、
 鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽
 極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機
 器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷
 凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子
 供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布
 はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製
 造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック
 成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベ

ーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶ

き、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋

施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ

施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、

表装、塗装及び工業包装

注 随時三級の試験については、当該職種に係る基礎

一級又は基礎二級に合格した者に限り受けることが
できるものとする。

二 実施等級等

技能検定は、前記の職種について随時三級、基礎一級
及び基礎二級に区分し、学科試験及び実技試験によつて
行う。

三 実施期日、実施場所等

(一) 実施期日

平成二十七年四月一日(水曜日)から平成二十八年
三月三十一日(木曜日)までの間において東京都職業
能力開発協会が指定する日

(二) 実施場所

東京都職業能力開発協会が指定する場所

(三) 実技試験問題の公表

あらかじめ受験申請者宛て送付する。ただし、要素
試験及びペーパーテストに係るものを除く。

四 受検申請の手続

(一) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 受付期間

随時受け付ける。ただし、東京都職業能力開発協会
が試験実施困難と判断したものは受検申請を受け付け

ない。

(三) 受付場所

東京都職業能力開発協会

(四) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書は、東京都職業能力開発協会に配布する。

イ 申請書は、記載内容審査のため本人又は記載内容
を説明できる者が直接持参すること。

五 手数料及び納付方法

(一) 手数料

ア 手数料は、次に掲げる額の合計額とする。

実施試験 各級 各職種 一万七千九百円(在校生
が三級を受検する場合に
あつては、一万二千九百
円)

学科試験 各級 各職種 三千百円

イ アにかかわらず、実技試験及び学科試験の全部の
免除を受けることができる者にあつては、次に掲げ
る額とする。

試験免除資格審査 二千円

(二) 納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書に添えて
納付するものとする。実技試験又は学科試験の免除資
格を有する者が免除を受けようとする場合は、その手
料の納付を要しない。

また、納付した手数料は、申請の取消し、試験の欠
席等の理由があつても返還しない。

六 合格発表

(一) 合格通知

技能検定合格者には東京都産業労働局雇用就業部能

力開発課から、学科試験又は実技試験のみの合格者は東京都職業能力開発協会から通知する。

(二) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、東京都知事の合格証書を交付する。

七 その他

申請方法、手数料の納付方法等の詳細については次へ照会すること。

東京都職業能力開発協会 千代田区飯田橋三丁目十番

三号 東京しごとセンター七階 電話〇三(五二一一)二三五三

東京都産業労働局雇用就業部能力開発課 新宿区西新宿二丁目八番一号 電話〇三(五三二〇)四七一七

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成二十七年三月二日

東京都下水道局長 松田 芳和

一 事業所の所在地を変更した事業者

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成二十七年一月六日	四七九五	新栄興業株式会社	中野区本町六丁目二十番十九号	中野区本町六丁目二十番十六号
				安藤ビル

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
平成二十七年一月十日	三二八〇	有限会社村山設備	村山 紀行	村山 紀夫

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
同日	三三六一	有限会社三恵設備	木村 郁夫	高橋 守

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
同日	四三四九	株式会社金子建設工業	熊田 純一	金子 利夫

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
同日	二五七八	株式会社東名工業	江川 瑞	江川 西

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
同日	四五七九	株式会社西村設備	荒川区町屋七丁目三番八号	荒川区町屋七丁目三番七号

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
同日	四八六四	株式会社松江電機	足立区大谷田二丁目二番四号	足立区六木二丁目五番六号

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
同日	三五五〇	株式会社ダイダンサービス	江東区深川二丁目三十番九号	江東区平野一丁目一番十号

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
同日	二五七九	株式会社東名工業	江川 瑞	江川 西

受理年月日	指定番号	商号又は名称	新代表者名	旧代表者名
同日	四五七九	株式会社西村設備	荒川区町屋七丁目三番八号	荒川区町屋七丁目三番七号

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002